

松江市告示第394号

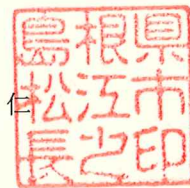
市道区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月22日

松江市長 上 定 昭 仁



道路の種類	路線名	起終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	重要な経過地	図面 番号
市道	西岩坂2号線	松江市八雲町西岩坂1054番15地先 " " " " 6地先	39.4	6.0	八雲町西岩坂	1
市道	早田6号線	松江市八雲町西岩坂26番1地先 " " " " 53番10地先	126.1	3.0 乃至 11.3	八雲町西岩坂	2
市道	早田7号線	松江市八雲町東岩坂3番28地先 " " " " 4番13地先	125.8	6.0 乃至 11.0	八雲町東岩坂	3
市道	打出3号線	松江市打出町219番地先 " " " 206番地先	247.5	4.0 乃至 4.5	打出町	4
市道	打出5号線	松江市東長江町828番1地先 " 打出町234番1地先	20.4	6.0 乃至 11.5	打出町	4
市道	打出6号線	松江市打出町243番2地先 " " " 242番地先	76.8	4.2	打出町	4
市道	屋路2号線	松江市東出雲町揖屋字屋路1230番1地先 " " " " " 26地先	154.2	6.0 乃至 12.9	東出雲町揖屋	5
市道	屋路3号線	松江市東出雲町揖屋字屋路1230番1地先 " " " " 字大久保田1299番2地先	88.9	6.0 乃至 13.2	東出雲町揖屋	5